

公益財団法人ふくい産業支援センター DX 専門家派遣事業 実施要領

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が行うDX 専門家派遣事業（以下「本事業」という。）の適正かつ円滑な業務運営を図るために必要な事項を定めるものである。

（目的）

第1条 本事業は、福井県内に事務所等を有する事業者に対し、DXに関する知識や経験が豊富な専門家を派遣し、社内の現状と将来像のヒアリングや課題整理等を通じてDX推進可能性の調査およびアドバイスなどを行うことにより、県内中小企業のDX推進を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「福井県内に事務所等を有する事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体であって、県内に生産またはサービスの拠点を有する者をいう。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、DXおよびデジタル化による取組みによって成長を図る福井県内に事務所等を有する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 以下のいずれかに該当する事業者は、原則として本事業の対象外とする。

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 一般社団法人、公益社団法人
- ・ 一般財団法人、公益財団法人
- ・ 医療法人
- ・ 宗教法人
- ・ 官公庁

3 前項に該当する事業者からの申込があった場合、相談内容および申請者の状況に応じて、派遣の可否を支援センターが判断するものとする。

（募集および広報）

第4条 支援センターは、本事業の実施にあたり、専門家が支援する事業者（以下「支援先企業」という。）を募集する。

2 支援センターは、事業者が本事業の利用を申し込むにあたり必要となる申請書類の提出先、提出期限、提出書類、その他応募に関する必要な事項を広報するものとする。

3 支援センターが前項に定める広報を行うにあたっては、支援センターの主たる事務所の掲示板への掲示のほか、定期刊行物やホームページへの掲載等、適切な方法によるものとする。

(申込)

第5条 専門家による支援を希望する事業者は、FAXまたは電子メールにより、次に掲げる事項を記載して支援センター宛てに送付するものとする。

- (1) 企業名
- (2) 担当者名
- (3) 連絡先（電話番号および電子メールアドレス）
- (4) 本事業を利用して解決・改善したい業務課題等の概要

2 支援センターは、前項の申込があった場合、別に定める様式「DX専門家派遣申込書兼企業プロフィール」（以下「企業プロフィール」という。）を申込事業者に送付し、その提出を依頼するものとする。なお、第1項で定める申込がなくとも、企業プロフィールの提出があった場合は申込を受け付けるものとする。

(同一事業者の複数回利用)

第6条 本事業による支援は、同一の課題について、原則1回とする。ただし、初回で検討・支援した内容を発展させる内容である場合は、1回に限り本事業による追加支援を認めるものとする。なお、追加の支援を希望する事業者は、事前に支援センターに企業プロフィールの提出をもって申請し、支援センターは速やかに派遣の可否を決定するものとする。

(事前ヒアリング)

第7条 支援センターは、申込のあった事業者に対し、派遣の可否判断および本事業の円滑な実施のため、提出された企業プロフィールに基づいて事前ヒアリングを実施する。事前ヒアリングは、対面またはオンラインのいずれかで行うものとする。

2 事前ヒアリングでは、次に掲げる事項を確認する。

- (1) 企業の現状
- (2) 企業内の課題
- (3) 改善したい業務の流れや利用中のシステム
- (4) 考えている改善案
- (5) 専門家に求める支援
- (6) その他本事業の実施にあたって必要な内容

(派遣可否の審査)

第8条 支援センターは、企業プロフィールへの記載内容および事前ヒアリングの結果を踏まえ、派遣の可否を審査する。

2 審査基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申込内容が本事業の目的に合致しているか

- (2) 支援の必要性が高いと認められるか
- (3) 本事業による支援が有効活用される可能性があるか
- (4) 単なるツールの利用方法の伝授やツール紹介が目的となっていないか

3 審査結果は、電子メール等により通知する。

(専門家の派遣回数)

第9条 本事業での支援は、1回につき専門家の派遣を最大3日行うものとする。

(専門家)

第10条 本事業で支援を行う専門家は、本事業を実施するために必要なDXに関する知識および経験を有する者とする。

(派遣事業の委託)

第11条 支援センターは、次の各号に示す業務について、公益財団法人ふくい産業支援センター財務規程で定める手順に則り選考した企業等に委託することができる。

- (1) 派遣する専門家の選定
- (2) 派遣先企業との日程調整
- (3) 専門家による支援の実施
- (4) 調査報告書の作成
- (5) その他コンサルティングに伴う業務

2 前項に掲げる業務の詳細や実施方法、注意事項については、委託契約書において別途定めるものとする。

3 コンサルティング業務に関し、委託契約に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて別途定めるものとする。

(支援内容)

第12条 本事業において行う支援は、デジタルツールやデータの活用および導入に関連するアドバイスといった内容を基本とし、状況に応じて適切な支援を実施する。

2 次に掲げる内容は、支援対象としない。

- (1) excel を利用した表作成の方法などツールの操作方法に関するサポート
- (2) 補助金の申請書作成に関するサポート
- (3) デジタルツールの紹介のみを目的とする利用（ただし、検討の過程での提案は除く）
- (4) ソフトウェアの開発行為を専門家に依頼するもの
- (5) 企業紹介等の単なるホームページ作成に関するサポート

3 第1項および第2項に示していない内容については、支援センターが内容の可否を判断する。

(アンケートの実施)

第13条 支援センターは、派遣終了後に支援先企業に対してアンケートへの回答を依頼するものとする。

2 アンケートの内容は、支援センターが別に定める。

(フォローアップの実施)

第14条 支援先企業は、ふくいDXオープンラボにおける無料相談または定期相談会を活用してフォローアップを受けることができる。

2 フォローアップについては、支援先企業からの要請または支援センターからの状況確認等に基づく提案を通じて実施を調整するものとする。

3 フォローアップでは、支援後の状況確認、取組を進めるために必要なアドバイス、および活用可能な施策の提案等を行う。

(派遣の中止)

第15条 支援先企業は、自社のDX推進を途中で中止する等の理由により支援を取り止める場合、専門家または支援センターにその旨を伝達するものとする。

2 支援センターは、支援先企業の要求する支援内容が本事業の趣旨に反しているなど、本事業の継続に必要な協力が得られないと判断した場合、専門家と協議の上、書面による通知をもって派遣を中止することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、支援センターが別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。